

仙台市議会費用弁償地裁判決へのコメント

平成22年10月26日 仙台市民オンブズマン

1日の実費が858円であるという証拠を無視して議会のお手盛りを容認した不当な判決である。オンブズマンとしては控訴する予定である。

判決は他都市との比較をしているが、定額支給している他の7市のみを意図的に取り上げており、費用弁償を廃止した7市と実費支給の2市を比較対象から排除している。費用弁償を廃止する流れを完全に無視している。

判決は費用弁償の具体的費目として、交通費、日当、その他の事務経費を挙げている。交通費についてはタクシー利用を含めても1日平均858円という実態を無視している。これは証拠に基づかない判断である。日当については、これを費用弁償の対象とする根拠を全く説明できていない。内国旅行の際の日当は、通常、昼食代、現地交通費、現地通信費などである。しかるに、仙台市議会の場合の議会・委員会の開催は原則午後であるから、昼食代もかからない。その他の事務経費については、政務調査費でカバーできない経費がないのに、それをあると想定している。判決の理屈だと、政務調査費用の筆記用具・書籍と議案審議等に必要な費用弁償用の筆記用具・書籍とが併存することとなる。架空の費用を認定した判決である。

費用弁償1万円の見積りの合理性について裁判所に判断を求めたにもかかわらず、裁判所はこれを回避し、裁量逸脱・濫用の基準すら示さず、議会の判断にゆだねてしまった。これは裁判所の職責放棄にはかならない。

以上